

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

上記代理人

上記代理人

平成24年12月11日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が平成24年11月22日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定に基づき平成24年11月22日付けで生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、同年12月11日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

請求人の（以下「」という。）のアルバイトの収入を申告していたが、稼働時期を誤ったため、収入の一部を報告していなかったことを理由に保護を廃止するのは、機械的で認められない。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

2. 判断

(1) 法の規定等について

ア 法は、保護の決定及び実施を適正に行う必要があることから、被保護者に対し、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等について速やかに届け出ることの義務を課しており（法第61条）、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる（法第78条）。

イ また、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。

ウ 被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第62条第1項、第3項及び第4項）。

エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第1-1の2の(4)）。

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第11の問1は、被保護者が文書による法第27条の指導指示に従わない場合における保護の変更、停止又は廃止の適用についての基準を定めており、次のいずれかに該当する場合には保護を廃止することとしているが、当該被保護者の状況よりなお効果が期待されるときは、当該処分を行うに先立ち、再度、法第27条による指導指示を文書で行うこととされている。

(7) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(4) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(9) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(2) 原処分について

ア 保護の廃止については、前記(1)のウのとおり、法第62条による所定の手続を経て、前記(1)のオの基準に照らし判断することとなるが、本件指導指示を受けて、請求人は、前記1の(5)、(7)及び(8)のとおり、[redacted]ものの、同(9)及び(10)のとおり、[redacted]から、処分庁は、課長通知第11の問1の基準に従い、法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとして原処分を行ったことが認められる。しかし、原処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行ったことは認められない。

前記課長通知では、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、法第62条第3項の処分を行うに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行うとされているところ、請求人は、[redacted]と認められることから、請求人に対する指導指示の効果が期待される余地はあったといえる。そうすると、再度、法第27条により書面による指導指示を行うことなく、原処分を行ったことは、請求人に対し過重な処分を課したものであり、原処分は違法又は不当であるといえる。

イ また、原処分に係る通知書には、その処分理由として「法第62条3により廃止する。」とのみ記載されており、他に処分理由が示された事実は認められない。

原処分が不利益処分であることを踏まえると、原処分の通知書に付記すべき理由としては、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項の規定により、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して保護を廃止したかを請求人においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬところ、本件にあっては、法第62条第3項に該当すると付記するのみで、いかなる事実関係を認定して判断したかについて具体的な記載がなく、請求人は当該規定の適用の基礎となった事実関係を当然には知り得ないことから、

行政手続法第14条第1項の定める理由付記の要件を欠くものというほかなく、原処分に

は瑕疵があり、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年12月10日

北海道知事

高橋 はるみ

